



平成 25 年 11 月 29 日

各 位

会 社 名 東芝プラントシステム株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 佐藤 健次  
(コード：1983 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 業務部長 中山 聡之  
(TEL. 045-500-7012)

## 単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更について

##### (1) 変更の理由

投資家の皆様にとって投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的とするとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において、普通株式の売買単位を「100 株」に統一することが示されていることに鑑み、単元株式数の引き下げを行うものです。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を「1,000 株」から「100 株」に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 26 年 1 月 6 日（月曜日）

(ご参考) 平成 26 年 1 月 6 日（月曜日）をもちまして、東京証券取引所における当社株式の売買単位につきましても「1,000 株」から「100 株」に変更されます。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変 更 案
<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第7条の変更は、2014年1月6日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のとおりとする。</u></p> <p><u>(単元株式数)</u></p> <p><u>第7条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</u></p> <p><u>なお、本附則は、第7条の変更の効力発生後、自動的に削除されるものとする。</u></p>

(3) 効力発生日

平成 26 年 1 月 6 日 (月曜日)

以 上